

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（附則第二十七条関係）

改正案	現行
<p>（設立の認可） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の供託金は、内閣府令で定める有価証券〔社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつて代えることができる。</p> <p>4（略）</p>	<p>（設立の認可） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の供託金は、内閣府令で定める有価証券をもつて代えることができる。</p> <p>4（略）</p>